

国民年金

年金は老後の生活を支えます

現在、日本は世界有数の長寿国となつています。厚生省の「平成10年国民生活基礎調査」によると、老齢世帯の97%は、何らかの公的年金を受給しています。公的年金が老齢世帯の収入に占める割合は、64%に達し、すでに年金

障害基礎年金・遺族選基礎年金を「ご存じですか」

障害基礎年金

病気やけがで障害者になったとき、原則として、国民年金に加入中に初診日のある病気やけがで障害者になった時に支給されます。なお、20歳になる前に初診日がある病気やけがが原因で障害者になった場合は、一定の基準により20歳から年金が受けられます。

加入期間の3分の2以上保険料納付期間が必要で、加入期間のうち、保険料を納めた期間と保険料の免除を受けた期間を合わせた期間が3分の2以上必要です。ただし、平成18年3月までに初診日のあるときは、直近の1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。



障害の程度に応じて支給
障害基礎年金の額は定額で、障害の程度が1級の場合は100万5千300円、2級の場合は80万4千200円が受けられます。

子の加算額

障害基礎年金を受けられるようになった当時、その加入者によって生計を維持されていた子に、子の加算額が支給されます。子については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子か、または20歳未満で障害のある子が対象になります。年金額は1人目および2人目の子に各23万1千400円、3人目以降の子にそれぞれ7万7千100円が支給されます(年金額は平成13

国民健康保険

「ご存じですか」
高額療養費制度

高額療養費：被保険者の負担が多額とならないよう、一部負担金の額、保険診療分の3割または2割が自己負担限度額を超えた場合その超過した額を高額療養費として、国民健康保険から払い戻す制度です。ただし、差額ベッド料や

遺族選基礎年金

死亡した加入者の子のある妻か子に支給
遺族選基礎年金は、国民年金に加入中の、老齢基礎年金を受け資格のある人、老齢基礎年金を受けている人が死亡した場合、その人の子のある妻または子に支給されます。子については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子か、また20歳未満で障害のある子が対象になります。

加入の3分の2以上保険料納付期間が必要で、加入中の人が死亡した場合、加入期間のうち、保険料を納めた期間と保険料の免除を受けた期間を合わせた期間が3分の2以上必要です。ただし、死亡した日が平成18年3月までのときは、直近の1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。

年金額は

子が1人ある妻は103万5千600円、子1人が受ける場合は80万4千200円の年金が受けられます。子が2人以上いる場合、2人目の子に23万1千400円、3人目以降は1人につき7万7千100円がそれぞれ加算されます(年金額は平成13年度のもので、保険年金課(☎☎内線1493、1494、☎☎内線2137、2138)

ご利用ください
各種融資あっせん制度

中小企業事業資金融資あっせん制度

対象 中小企業者および農業経営者
あっせんの要件 市内に1年以上住所および事業所を有し、同一事業を市内で1年以上継続していること
資金の限度額等 表1参照

中小企業不況対策特別緊急事業資金
融資あっせん制度

対象 中小企業者および農業経営者
あっせんの要件 市内に1年以上住所および事業所を有し同一事業を市内で1年以上継続していること
最近3か月間または、最近1年間の売上高(生産高)が、前年、2年前、または3年前の同期と比較し減少していることなど
資金の限度額等 表2参照

勤労者等住宅資金融資あっせん制度

対象 勤労者または中小企業者および農業経営者
あっせんの要件 市内に1年以上住所を有している20歳以上65歳未満の方で、償還完了時75歳未満の方
資金の限度額等 表3参照

申し込みは、田無庁舎2階産業振興課へ
産業振興課(☎☎内線1442)

表2 4回目からの自己負担限度額(月額)

Table with 3 columns: 上位所得者, 上位所得者以外, 非課税世帯. Values: 7万800円, 3万7,200円, 2万4,600円.

表1 自己負担限度額(月額)

Table with 3 columns: 上位所得者, 上位所得者以外, 非課税世帯. Values: 12万1,800円, 6万3,600円, 3万5,400円.

上位所得者：所得が67万円を超える世帯

申請 診療月から2か月後(遅延請求分を除く)に市から「高額療養費支給申請書」を郵送します。必要書類を持参し、保険年金課、田無庁舎2階・保谷庁舎1階窓口へ。

療養費払い制度：本来保険が使える診療の全額を自分で支払い、後でその7割(退職者本人と扶養の入院は8割分)を国民健康保険(国保)から支給を受ける制度です。

急病や旅先で、被保険者証を持参しないで、受診したとき医師が治療に必要と認め

ご参加を

あめんぼ青年教室

「ボランティアも募集中!!」田無公民館では、主催事業で心身障害学級や養護学校を卒業した青年を中心に、料理やスポーツ、ハイキングなどを通して仲間づくりの場として活動しています。

今回は、バス・ハイク(もみじ狩り)を行います。一緒に

に参加してくれる方、ボランティア活動をしてくれる方は問いません。気軽にご参加ください。

とき 11月25日(日)午前7時30分・田無郵便局前集合
行き先 恵林寺(山梨県塩山市)
対象・定員 16歳以上の方、40人(予定)
参加費 千円
申込 11月15日(木)までに田無公民館へ
田無公民館 ☎61-1170

審議会等開催情報

11月前半に開催される審議会等についてお知らせします。会議の日程・議題等は、変更となる場合がありますので、傍聴を希望する方は、あらかじめ担当課へお問い合わせください。会議開催予定は、市報のほか、西東京市ホームページ、両庁舎入口の掲示板でお知らせしています。 広報広聴課(☎☎内線1141)

Table with 5 columns: 会議名, とき, ところ, 議題, 傍聴人数. Lists various committees and their schedules.

担当課番号案内の☎(保)の表記は ☎...田無庁舎(南町5~6~13) ☎...保谷庁舎(中町1~5~1)を表します